

第二種貨物利用運送事業（鉄道）

（貨物利用運送事業法第27条に基づき掲示）

■第二種貨物利用運送事業者

ロジスティード中部株式会社は、主たる事務所及びその他の営業所において、以下許可番号を以って利用運送事業許可を得て運営している事を証明する。

許可番号:	国官参物第303号
-------	-----------

○主たる事務所の名称及び位置

名称	位置	備考
ロジスティード中部株式会社	愛知県名古屋市中区錦二丁目14番21号	本社

■利用運送機関の種類

種類
鉄道

■利用運送区域又は区間

拠点駅	仕向駅
北旭川駅	日本貨物鉄道株式会社の コンテナ貨物取扱駅
帯広貨物駅	
札幌貨物ターミナル駅	
東青森駅	
秋田貨物駅	
盛岡貨物ターミナル駅	
仙台貨物ターミナル駅	
郡山貨物ターミナル駅	
水戸駅	
隅田川駅	
東京貨物ターミナル駅	
新座貨物ターミナル駅	
富山貨物駅	
金沢貨物ターミナル駅	
新潟貨物ターミナル駅	
南松本駅	
岐阜貨物ターミナル駅	
名古屋貨物ターミナル駅	
豊橋駅	
西浜松駅	
静岡貨物駅	
富士駅	
沼津駅	
吹田貨物ターミナル駅	
姫路貨物駅	
岡山貨物ターミナル駅	
伯耆大山駅	
広島貨物ターミナル駅	
新南陽駅	
高松貨物ターミナル駅	
福岡貨物ターミナル駅	
熊本駅	
佐土原駅	
鹿児島貨物ターミナル駅	

■貨物の集配の拠点

拠点駅	仕向駅
北旭川駅	日本貨物鉄道株式会社の コンテナ貨物取扱駅
帯広貨物駅	
札幌貨物ターミナル駅	
東青森駅	
秋田貨物駅	
盛岡貨物ターミナル駅	
仙台貨物ターミナル駅	
郡山貨物ターミナル駅	
水戸駅	
隅田川駅	
東京貨物ターミナル駅	
新座貨物ターミナル駅	
富山貨物駅	
金沢貨物ターミナル駅	
新潟貨物ターミナル駅	
南松本駅	
岐阜貨物ターミナル駅	
名古屋貨物ターミナル駅	
豊橋駅	
西浜松駅	
静岡貨物駅	
富士駅	
沼津駅	
吹田貨物ターミナル駅	
姫路貨物駅	
岡山貨物ターミナル駅	
伯耆大山駅	
広島貨物ターミナル駅	
新南陽駅	
高松貨物ターミナル駅	
福岡貨物ターミナル駅	
熊本駅	
佐土原駅	
鹿児島貨物ターミナル駅	

■業務の範囲

範囲
一般事業

以 上